

警察署協議会会議録

早良警察署協議会

開催年月日時	令和4年12月9日 午後4時30分 から 令和4年12月9日 午後5時45分 まで	
開催場所	早良警察署4階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下14名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、地域管理官、刑事管理官、警備管理官、生活安全課長、交通課長、事務局
議 事 概 要		
【会長挨拶（要旨）】 ○ 新型コロナウイルスの新規感染者が拡大傾向にあり、本協議会の開催も懸念していたが、今回も対面での会議が開催できたことを喜ばしく思っている。 ○ 12月1日に「年末年始特別出動式」に参加させていただいた。 12月は、人や物の動きが活発となり、事件事故の発生が増える時期でもある。警察としても、今回の出動式を通じて、住民に防犯に対する意識付けを行っていると思われる。 これから寒い日が続くので、警察官の方の現場対応も大変と思うが、治安維持のために頑張っていただきたいと思う。また、我々も本協議会を通じて地域情報の提供など、協力できればと考えている。 ○ 今回も、前回同様活発な意見が出され、本会議を有意義なものにしていきたいと思っているので、よろしくお願いします。 【署長挨拶（要旨）】 ○ 平素から警察活動の各般にわたり、御理解と御支援を賜り御礼申し上げます。 ○ 本年9月に着任し、以前も早良警察署で勤務したことはあるが、今回は署長としての立場であるため、責任の重さを感じている。 ○ 本年4月1日に城南警察署と分割し、管内が早良区のみになっているが、事案概要は多岐に渡り、署員一丸となり治安対策に取り組んでいる。		

議 事 概 要

- 協議会を通じて住民の方々から直接的な意見を聞くことは、我々の警察活動の方向性を間違わずに行うことができると考えている。
- 本日も忌憚のない意見や要望をお聞かせいただければ幸いである。

【報告事項】

- 1 早良区の治安概要について（署長）
 - (1) 刑法犯発生状況
 - (2) 交通事故発生状況
 - (3) ニセ電話詐欺発生状況
- 2 工藤會対策について（刑事管理官）
 - (1) 全国の指定暴力団と本県の暴力団勢力
 - (2) 工藤會の概要と凶悪性
 - (3) 工藤會対策の概要

【質疑・意見・要望等】

- 委員から「自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化は、いつから施行されるのか。またヘルメットの形状に規定はあるのか。」旨の質疑があり、署長が「道路交通法の一部改正により、令和5年4月までに、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化される。ヘルメットの形状については、現時点規定は無い。」旨回答した。
- 委員から「自転車乗車時のヘルメット着用努力義務に罰則規定はあるか。」旨の質疑があり、署長が「現時点罰則規定は無い。しかし、これまでの死亡事故の傾向として、ヘルメットを被っていれば助かったと思われるような方もいる。警察としては、1件でも死亡事故が減るよう着用を呼び掛けていく。」旨回答した。
- 委員から「バイクを運転する際はヘルメットの着用義務があると思うが、ヘルメットであれば何を被っていても交通違反とならないのか。」旨の質疑があり、交通課長が「一概にバイクと言っても、3本のタイヤで構成されたバイク等については、ヘルメットの着用義務がないバイクもある。着用義務のあるヘルメットの規格は、Sマーク／SGマークと呼ばれる国が定めた安全基準に適合した物を着用しなければ交通違反となる。」旨回答した。
- 委員から「毎日、児童の見守り活動をしているが、自転車のマナー違反者を多く見かける。対策案として、市区町村が発刊している広報誌で、自転車の

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要

ルールに関する記事を掲載してもらうことはできないか。」旨の質疑があり、他の委員が「福岡市が発刊している今月号の広報誌に全般的な自転車のマナー向上に関する記事を載せている。また、早良区内の小中学校から要請があれば、交通安全マナーに関する講習等も行っている。」旨回答した。

○ 委員から「議事の中で、自転車盗と車上ねらいが増加しているという話はあったが、その原因などはあるのか。」旨の質疑があり、刑事管理官が「車上ねらいについては、犯行を繰り返していたと思われる者を逮捕したため、今後は減少傾向になると思われる。自転車盗については、新型コロナに伴う行動制限が緩和されたことにより、人の動きが活発になっていることが要因として挙げられると思われる。これについては発生が多発する場所や時間帯を分析し、検挙活動を推進していく。」旨回答した。

○ 委員から「今後、新たに暴力団員となろうとする者の対策をどうするか。」旨の質疑があり、副署長が「工藤會対策により、北九州市民の警察に対する協力体制が確立している。この機会を捉え、地域住民と連携を図り新たな組員の芽を摘んでいきたいと考えている。」旨回答した。

○ 委員から「車で走行中、横断歩道で待っている歩行者から、先に行ってくださいと合図された場合、どのように対応すればよいか。」旨の質疑があり、交通課長が「歩行者が渡らないとの意思表示をしていれば、交通違反として検挙されることはない。基本的に交通違反として検挙する際、歩行者からの言い分も聴取する。」旨回答した。

【閉会】（会長）

以上で、令和4年度第3回早良警察署協議会を閉会する。